

## 条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「、前川町二丁目」を削り、「前川町四丁目」の下に「、本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。